

## 【入力例】確定申告書等作成コーナーを利用して申告書(暦年課税)を作成する場合

私(37歳)は、父から平成28年8月6日に現金500万円の贈与を受けました。 「特例税率」(2ページ参照)を適用した暦年課税の申告書を、「確定申告書等作成コーナー」 を利用して作成します。

※ 「確定申告書等作成コーナー」へのアクセス方法については、59ページを参照してください。

はじめに



の種類を選択します。



④ 作成開始 画面で、住宅取得等資金の非課税の適用の有無を選択します。



生年月日、住所、氏名等を入力し、課税方式などを選択します。

T



Ⅱ 贈与により取得した財産などを入力します。		
一般の贈与がある方の入力(贈与者情報の入力) 画面で、贈与者の氏名や 住所などを入力し、入カ終了(次へ)>をクリックします。		
	贈与者(財産をあげた方)の氏名(フリ ガナ・漢字)、続柄、生年月日及び住所を 入力(選択)してください。 選択した続柄により、申告される方(財 産を取得した方)の直系尊属か判定しま す。 入力が終わったら、入力終了(次へ)>をク リックしてください。	
② 一般の贈与がある方の入力(取得財産の)     財産の種類や金額などを入力し、入カ終了(次)     □ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	入力)画面で、贈与により取得した ◇ > をクリックします。 崩与により財産を取得した日を入力して	
一般の贈与がある方の入力(取得財産の入力)         ※000月日について贈与を受けた財産について1件ごとに入力し、入力が終了したら「入井終了(次へ)>」ボダッをかりやめてびたび、         入力方法、用語等についてお分かりにならない部分かあるときは、画面上の「よるる質問」をご覧べたない、         ・       1 財産を取得した日、種類等を入力してください。         ・       1 財産を取得した日、種類等を入力してください。         ・       1 財産を取得した日、種類等を入力してください。         ・       1 財産を取得した日         ・       1 財産を取得した日         ・       1 日本の増加         ・       1 日本の利用 区分又は登4税、名約考         ・       1 日本のチェック         ・       1 日本のチェック	ください。 贈与により取得した財産の①種類、②細目、③利用区分又は銘柄・名称等を選択してください。 この事例では、贈与により取得した財産は現金ですので、①種類、②細目については「現金、預貯金等」を選択し、③利用区分又は銘柄・名称等については「現金」を選択します。	
	<ul> <li>贈与により取得した財産の所在地を入力してください。</li> <li>なお、財産の所在地が国外である場合には、チェックボックスをチェックします。</li> <li>贈与により取得した財産が不動産、株式等である場合には、数量や単価などを入力し、</li> <li>計算をクリックすることにより、</li> <li>「財産の価額」欄に計算結果を表示させる</li> </ul>	
持分割合え入れて計算します。©はい ©しいえ       (音者也均引)         固定資産税計価額に出ける信数       ***         ***       街参の着船にの入り、てください。         3 贈与を受けた財産の価額を入力してください。       (111)         日産の価額       (111)         (公用)       (111)         **       (111)         (111)       (111)         **       (111)         **       (111)         **       (111)         (111)	ことができます。 贈与により取得した財産の価額を入力し てください。 同じ贈与者からほかにも財産の贈与を受 けている場合には、 <b>財産の追加</b> をクリック し、同様の操作により取得した財産の入力 を行ってください。	
< 戻る 入力内容をクリア 入力株7 (次へ) >	入力が終わったら、入力終了(次へ) > をク リックしてください。	

❸ 取得財産の入力(一般の贈与)	画面で、入力内容を確認します。
取得財産の入力(一般の贈与)         当面面の入力使           壁与套名: 国税 一部	62ページの①及び②の画面で入力した内容 が表示されますので、確認してください。 なお、修正 又は削除をクリックす ることにより、入力内容の修正や削除ができ ます。 同じ贈与者から他の財産を贈与により取得してい る場合は、一般の贈与(暦年課税)の財産を追加する を クリックすることにより、62ページの②の画 面が表示されますので、同様の操作により入力
←般の贈与(暦年課税)の財産を追加する	確認が終わったら、入力終了(次へ)>をク リックしてください。
□ 取得財産の入力 画面で、人力漏れがないか確認します。	
取得財産の入力           当面面の入力           入力内容を確認してください。           該当する項目が2つ以上ある場合には、該当する項目のいずれかりつの入力が終了した時点で、他の項目を選択して入力することができます。           取得財産の入力が全て終了している場合は、「入力終了(次へ)>」ボタンをグリックしてください。           - 舵の階与の入力結果表           1         国税 一郎         財産公財(留人)が 年月6日         現金、預貯金等         5,00000円         興産         興産           2           日         田金、預貯金等         5,00000円         興産         興産	他の贈与者から贈与により取得した財産で、暦年課税の適用を受けるものがある場合には、贈与者を追加するをクリックすることにより、62ページの①及び②の画面が表示されますので、同様の操作により入力を行ってください。
3 () ) ) ) ) ) ) ) ) ) ) ) ) )	確認が終わったら、入力終了(次へ)>をク リックしてください。
●贈与税額計質結果表示画面で一贈与税額の計質結果を確認します	
	贈与により取得した財産について入力した 内容が表示されているか確認してください。
1         現金、預貯金等/現金         5,000,000P           第         -         -           第         -         -           1         日本         -           1         -         -           1         -         -           1         -         -	<b>計算結果の確認</b> をクリックすると、(7)欄の 「(6)に対する税額」の計算方法等が確認でき ます。この事例では、「特例税率」を適用し て計算された贈与税額が表示されます。
中設備与財産の価額の合計額         中           配偶者課税分の課税価格の合計額         00           配偶者課税分の課税価格の合計額         00           日本課税分の課税価格の合計額         00           日本課税分の課税価格         00           (1)(0)(0)(0)         00           (1)(0)(0)(0)         00           (1)(0)(0)(0)         00           (1)(0)(0)(0)         00           (1)(0)(0)(0)         00           (1)(0)(0)(0)         00           (1)(0)(0)(0)         00           (1)(0)(0)(0)(0)(0)(0)         00           (1)(0)(0)(0)(0)(0)(0)(0)(0)(0)(0)(0)(0)(0)	過去の年分において、同じ贈与者からの贈 与について「特例税率」の適用を受けるため 贈与者との続柄を明らかにする書類を提出し ている場合には、過去の贈与税の申告状況を 入力することで、当該書類を重ねて提出する 必要はありません。 詳しくは2ページをご覧ください。
なり、選歩に特徴数率の通用を取りをためにあなたその開きない時料を明らか にする「増払の増加している場合には、右の「過去の増与数の単合数 単合状況の入力	確認が終わったら、 <sup>✓ 申告書等件成件7</sup> をクリッ クしてください。
■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	

書面提出の場合は、甲告書等を印刷して郵送等により税務署に提出してください。
※ e-Taxを利用して申告する場合の添付書類のイメージデータ送信については、裏表紙をご覧ください。